

久米南町指定給水装置工事事業者の指定申請要領

1. 申請の手続き

次の書類を提出してください。

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書
- (2) 機械器具調書（別表）及び写真
- (3) 誓約書兼同意書（別記様式）
- (4) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
申請者が法人である場合には、その定款又は寄附行為及び履歴事項全部証明書
- (5) 給水装置工事主任技術者免状の写し

2. 申請に関する書類の提出先

申請書類は、原則として持参により久米南町役場建設水道課へ提出して下さい。
なお、受付後の書類は返却しません。

3. 登録手数料の納入方法

手数料10,000円は、申請した際に発行される納付書により納入して下さい。
なお、手数料納入後の返金はいたしません。

4. 申請に関する書類の作成要領

申請に関する書類の作成は、次の注意事項を留意して下さい。

- (1) 書類への記入は黒又は青のボールペンを使用し、かい書で正確に書いて下さい。
- (2) 氏名は、戸籍に記載されている文字を使用して下さい。

5. 指定書の交付

久米南町指定給水装置工事事業者に指定した者には、その旨を記載した指定給水装置工事事業者指定書を交付します。なお、指定書を汚損又は紛失したときは、久米南町長に対しその再交付を申請することができます。

※ 水道法第25条の3第1項第3号 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者で復権を得ない者

ロ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ハ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ホ 法人であつて、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当するものがある者

参考

久米南町指定給水装置工事事業者の指定等に関する規程

(指定の申請)

第4条 条例第7条第1項の規定による指定工事業者の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、施行規則第18条第1項に定める申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 法人にあっては、役員の氏名
- (3) 事業の範囲
- (4) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (5) 事業所の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号

3 前項に規定する指定給水装置工事業者指定申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 個人にあってはその住民票の写し、法人にあっては定款又は寄附行為及び履歴事項全部証明書
- (2) 次条第3号に掲げる事項のいずれにも該当しない者であることを誓約する書類(別記様式)

(指定の基準)

第5条 町長は、前条第1項の規定により指定工事業者の指定の申請をした者が次の各号に掲げる事項のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において、選任されることとなる主任技術者を置く者であること。
- (2) 次の機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成人被後見人若しくは被補佐人又は破産者で復権を得ない者
 - イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 第8条の規定により指定工事業者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - オ 法人であって、その役員に本号ア～エまでのいずれかに該当する者があるもの。